

金沢美術工芸大学附属図書館学外者利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢美術工芸大学附属図書館利用規程第1条第2項により、金沢美術工芸大学附属図書館(以下「図書館」という。)の所蔵する資料を、金沢市民等の学術的な調査研究に資するための利用に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、大学受験等のために利用する者を除く。

- (1) 金沢市内に住所を有する者および金沢市内の事業所等に勤務する者
- (2) 本学の元教員
- (3) 本学の卒業生
- (4) 他の大学図書館等との相互協力協定による者
- (5) その他特に図書館長が許可した者

(利用日)

第3条 図書館は次の各号に該当する日を除き利用できるものとする。

- (1) 規程第4条に定める休館日
- (2) 本学の定期試験の前1週間と試験期間中
- (3) その他図書館長が定める期間

(利用時間)

第4条 図書館を利用できる時間は、規程第3条に定める時間内とする。ただし、図書館長が必要を認める場合はこれを変更することができる。

(利用申込)

第5条 図書館の利用を希望する者は、氏名および住所等を証明する書類(運転免許証・健康保険証等)を提示し、「図書館利用申込書」に所定の事項を記入して図書館長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 図書館長は、前条の規定による申込みがあった場合は、利用目的その他が適当であると認めるときは「図書館利用者証」を交付する。

- 2 「図書館利用者証」の有効期限は、発行の日から1年間とする。

(利用の範囲および方法)

第6条 利用できる資料は、図書館が所蔵する図書および定期刊行物とする。

- 2 利用者は、入館する際、係員に「図書館利用者証」を提示しなければならない。
- 3 利用者は、館内では係員の指示に従わなければならない。

(閲覧場所)

第7条 利用者の資料の閲覧は、館内の所定の場所に限るものとし、館外へは帯出は認めない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。